

六 鳩 会 : 会 則

第1章 名 称 と 目 的 ・ 事 業

第1条 本会の名称を「六鳩会」とし、早稲田中・高等学校 69 回卒業生の同期会として、会員相互の「親睦と友好を図る」ことを目的とする。
なお、早稲田中・高等学校に在籍し、本会の世話人会で特別に認めた者を会員とすることができる。

第2条 本会の目的を果たすために、次の事業を行う。

- (1) 原則として年1回の「同期会」(総会を兼ねる)及び「親睦会」等の開催。
- (2) 会務の運営に必要な「世話人会」の開催。
- (3) 「会員の連絡先」・「ホームページ」の管理・運営。
- (4) その他、本会の目的達成のため必要な事項。

第2章 世 話 人 等

第3条 本会に「世話人会」を置き、会の運営に当たる。世話人会には事務局を設ける。

第4条 世話人会構成員の中から、会長(1名)、副会長(1名)、会計(1名)、監事(2名)を選任し、総会での承認を経てその任にあたる。任期は3か年とし、原則として再任は認めない。

第3章 会 計 等

第5条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6条 年度毎に監事が会計監査を行い、世話人会の承認を得る。

第4章 弔 事

第7条 以下の場合には、本会として弔意を表すことができる。

- (1) 会員本人および恩師が逝去した場合。
- (2) 特に本会に貢献した者が逝去し、世話人会が認めた場合。
- (3) 上記の事由に際しては、原則として献花で弔意を表す。

第5章 会 則 の 改 正 及 び 発 効

第8条 会則を改定する場合には、世話人会で協議・決定した改定案を総会に提案し、出席者の賛同を得た後に施行する。

平成23年6月9日施行